## 緊急事態宣言発令に伴う弊社グループの対応について

現在、弊社グループにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、自社オフィスへの出社率につき、50%程度以下を目安にコントロールする対応で業務を行っております。

この度、政府からの緊急事態宣言発令に伴い、2021年4月25日(日)より緊急事態宣言の解除まで、『緊急事態宣言対象地域において、自社オフィスへの出社率を30%以下』といたします。対象外の地域においては、現状の50%程度以下の出社率を目安にコントロールする対応とします。また、現場やお取引先様への外出業務は、感染予防を徹底したうえで対応いたします。これに伴い、各種業務の実施方法や時期等について別途担当者よりご相談申し上げる場合がございます。その際は、お取引先の皆様におかれましても可能な限りご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

## <緊急事態宣言期間中の業務対応について>

- 1. 可能な限りリモートワークで業務を行いますが、オフィス出社を伴う場合は『緊急事態宣言対象地域における自社オフィスへの出社率は30%以下』『それ以外の地域は50%程度以下』を目安にコントロールしながら、出社とリモートワークを併用して業務対応いたします。
- 2. 各種業務対応について、実施方法や時期等のご相談をお願いする場合がございます。
- 3. 予定済みの会食について、日稈変更や中止等のご相談をさせていただく場合がございます。
- 4. 実施期間は緊急事態宣言の解除までといたしますが、社会情勢等を踏まえて実施期間や内容等を変更する場合がございます。
- 5. 原則としてグループ全社にて同様の対応となりますが、一部グループ会社あるいは支社等では、個別の対応をご相談させていただく場合がございます。

社員ならびにお取引先の皆様の健康・安全を最優先に、弊社グループ社員は感染拡大防止に向けた対応を徹底したうえで、可能な限り業務を継続してまいります。お取引先の皆様にご不便をおかけすることがあるかと存じますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。